

参考資料

圏域地对協・団体等からの政策・事業提案

再生計画 2013 の策定に当たって、各圏域に設置されている地域保健対策協議会及び大学、関係団体等から政策・事業提案を求めた結果、次のとおり提案があった。

これらの提案について、地域医療再生計画推進委員会において事業内容を検討・精査・整理のうえ、再生計画 2013 に反映させた。

提案者	提案内容	整理の方向
広島県西部地域保健対策協議会	ICTによるデータベースサーバーと tablet 端末を利用した多職種間の「電子連絡ノート」を構築	⑦在宅医療推進拠点整備及び⑧ひろしま医療情報ネットワークを活用した災害強化型在宅医療に併せて整理
県医師会	津波や地震等の各種災害に備えることと、多職種の認証システムの構築	⑧ひろしま医療情報ネットワークを活用した災害強化型在宅医療として整理
県薬剤師会	在宅医療における服薬指導の実例と多職種連携について研修	⑦在宅医療推進拠点整備及び⑨チーム養成研修と併せて整理
尾三地域保健対策協議会	感染症協力医療機関等に対し陰圧室等必要な施設の整備	⑫感染症協力医療機関等への陰圧テント整備事業として整理
県医師会	本県の広島大学へ内科や麻酔科、産婦人科などの人材を地域に派遣できるような寄付講座の設置	今後の県地对協での議論を踏まえ、既存事業と合わせて検討していくこととし、計画外事業として整理
県医師会	広島県地域保健医療推進機構が実施している事業と調整の上、中山間地域に医師(開業医から希望を聞き、マッチングすれば)を派遣するシステムの構築	今後の県地对協での議論を踏まえ、既存事業と合わせて検討していくこととし、計画外事業として整理

広島県地域医療再生計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 広島県地域医療再生計画(以下「計画」という。)の策定及び計画の円滑な推進等を行うため、広島県地域医療再生計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) その他、計画の推進に必要な事項に関すること。

(委員会の運営)

第3条 委員会の委員は、別表に定める機関の者とする。

- 2 委員の任期は平成23年3月31日までとし、必要に応じて任期の延長を行う。
- 3 委員に欠員が生じた場合又は増員がある場合に選任される者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 委員会には次の役員を置き、役員は委員の互選により決定する。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、これを主宰する。
- 6 委員長が委員会を開催することが困難な状況にある場合は、副委員長が委員長に代わり会議を開催する。
- 7 委員長は、必要があると認める場合は、委員会に委員以外の者を出席させることができる。
- 8 委員会は、必要に応じて部会を設置できるものとし、その運営については、委員会が別途定めるところによるものとする。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、広島県健康福祉局医療政策課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月25日から施行する。

(別表)

機 関 名
全国自治体病院協議会広島県支部
広島県医師会
広島県医療審議会
広島県看護協会
広島県歯科医師会
広島県地域保健医療推進機構
広島県病院協会
広島県保健所長会
広島県薬剤師会
広島大学大学院医歯薬保健学研究科
広島県

(50音順)

広島県地域医療再生計画推進委員会 委員名簿

平成 25 年8月現在

氏名	所属	職名
青山 喬	広島県病院協会	会長
荒川 信介	広島県歯科医師会	会長
板谷 美智子	広島県看護協会	会長
碓井 亞	広島県医療審議会	会長
笠松 淳也	広島県	健康福祉局長
桑原 正雄	全国自治体病院協議会	広島県支部長
小林 正夫	広島大学大学院	医歯薬保健学研究科長
近末 文彦	広島県保健所長会	会長
檜谷 義美	広島県医師会	副会長
平川 勝洋	広島大学	副学長(地域医療担当)
平松 恵一	広島県医師会	会長
前田 泰則	広島県薬剤師会	会長
◎松浦 雄一郎	広島県地域保健医療推進機構(地域医療支援センター)	会長

(50 音順)

◎／委員長